

第5回府中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年7月21日（火）

22:00～22:30

場所：第一委員会室

1 感染者情報

2 感染者発生に伴う市民への周知

3 市内発生の場合の対応方針

資料提供
令和2年7月21日
担当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

本日7月21日(火)，新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内220例目です。

本件については，濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

【患者概要】

例目	年齢	居住地	症状経過	検査結果判明	現在	他事例との関連
220	40歳代	府中市	7月19日（発症日） 悪心，嘔吐，下痢，腹痛	7月21日	感染症指定医療機関等に入院中	現時点ではなし

【県民の皆様へ】

- 引き続き，「3つの密」の徹底的な回避，体調管理，マスク着用，手洗い・咳エチケット，人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施してください。
- 風邪の症状が見られるときは学校や会社を休み，次の場合には必ず最寄りの医療機関又は相談窓口に連絡し，その指示に従ってください。(これらに該当しない場合の相談も可能です)
 - ・息苦しさ（呼吸困難），強いだるさ（倦怠感），高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・高齢者，基礎疾患がある方等で，発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・上記以外の方で，発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合（強い症状と思う場合，解熱剤を飲み続けなければならない方は，すぐに相談）
- 感染者・医療関係者や，そのご家族を誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。

お願い

報道機関各位におかれましては，感染症法の精神に基づき，プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

府中市新型コロナウイルス感染症対策本部

7月21日（火）、県内220例目の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。

詳細については、県のホームページをご覧ください。

【<https://www.pref.~~~>】

1 感染者情報の公表について

感染症患者に関する情報の公表は、保健所を所管する地方自治体が行うこととなっております。

保健所は、都道府県、政令市と中核市が設置でき、広島県では県と広島市、福山市、呉市が保健所を設置しています。

そのため、保健所を設置していない府中市において感染者が確認された場合は、広島県が公表することになっております。

市民の皆様におかれましては、冷静な対応をお願いするとともに、次のとおり、基本的な感染対策を実施してください。

府中市といたしましても、県や関係機関と連携し、感染拡大防止に取り組んで参ります。

2 市民の皆様へのお願い

- ・ 引き続き「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等、基本的な感染対策を実施してください。
- ・ デマや風評など不確かな情報に振り回されることのないよう、冷静な対応をお願いします。
- ・ 市民の皆様には、誰もが感染する可能性があることを理解し、感染者・医療関係者やそのご家族を誹謗・中傷・差別することは絶対にしないでください。

3 健康上の相談について

風邪の症状が見られるときは学校や会社を休み、次の場合には必ず最寄りの医療機関または「広島県 新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター」に連絡し、その指示に従ってください。（これらに該当しない場合での相談も可能です）

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 高齢者、基礎疾患がある方等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合（強い症状と思う場合、解熱剤を飲み続けなければならない方は、すぐに相談）

広島県 新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター
082-513-2567（24時間対応）

4 府中市での電話相談窓口

府中市では、新型コロナウイルス感染症に関する「電話相談窓口」を開設しております。生活に関する心配なこと、不安なこと等ありましたら、ご相談ください。

府中市新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

0847-43-7225（8:30～17:15）

※土日祝日も開設しています

カテゴリー	項目	県	府中市
1 健康リスク	発症者情報	保健所である県	
	感染経路の調査・濃厚接触者の把握	保健所である県	
	入院・検査対応	保健所である県	
	事業所への対応	保健所である県	
2 市民への メッセージ	・発症者情報	保健所である県	(県に準じる)
	・受診に当たっての注意事項	・感染の疑いのある症状 ・受診時のルール	(県に準じる)
	・感染予防	うがい、手洗いの励行	(県に準じる)
	・感染拡大の抑止	・3密を避ける	(県に準じる)
	・市の行事、施設の扱い		【①単純に感染者が出た場合】 ・施設、学校、保育所…平常通り行う ※感染者の立ち寄り先がある場合は一時閉鎖し、消毒を行う。 ・イベント…県のイベント開催条件に準ずる 【②市役所、市の施設関係者の場合】 →下記3のとおりを発表
	・その他		
3 一事業主と しての対処	学校・保育所		(別記)
	市の公共施設		(別記)
	市役所の業務継続		・A業務のみ実施 最低人数と要員確保 …勤員準備(水防当番イメージ) ・濃厚接触者となる範囲想定
	感染予防措置		・窓口での工夫(受付窓口設置済み) ・飛散防止策、レイアウト変更 ・シフト勤務
	職員への注意喚起ほか		・出張、会議時の注意事項 ・体調管理
	市の事業関係		・バス等

市の施設の扱いについて

	職員・関係者が濃厚接触者の場合	職員・関係者が陽性の場合	閉鎖期間
学校	閉所はしない 濃厚接触者は自宅待機	速やかに学校全体を閉鎖 (「学級閉鎖」)	おおむね2週間 状況により増減(保健所・学校医と相談)
保育所	閉所はしない 濃厚接触者は自宅待機	速やかに保育所全体を閉鎖	同上
その他施設	(学校保育所に準じる)	(学校保育所に準じる)	(学校保育所に準じる)
	指定管理者と要意思疎通		
市役所	閉鎖はしない 濃厚接触者は自宅待機	消毒、除染後速やかに再開 A業務の継続のための人員配置	